

射水市自転車活用推進研究会設置要綱

(設置)

第1条 本市における自転車の活用の推進に向けた効果的な施策の調査研究を行うため、射水市自転車活用推進研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自転車の活用の推進に向けた施策の調査研究に関すること。
- (2) その他自転車の活用に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 研究会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他研究会の運営上必要と認められる者のうちから市長が委嘱する。

(委員)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会議を進行する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、市長が招集する。

2 市長が必要と認めた場合は、研究会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、市民生活部生活安全課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年9月13日から施行する。